

## 交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配付された文書等
			当局側	職員団体側			
総務課	平成23年3月30日(水) 9:34 ~ 9:41(7分)	札幌開発建設部 総務課会議室	総務課長 小泉俊則 課長補佐 山口敬太郎	全開発札幌支部車庫分会 執行委員長 藤本利徳 副執行委員長 川原田豊 書記長 渡辺正敏	車庫における職場の環境改善について	○職員団体側から 冬期の構内通路や車庫前の安全対策に取り組んでもらいたい。 ○当局側から 職場の安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であり、必要な安全対策に引き続き取り組んでいきたい。	別添(車庫分会)
契約業務課	平成23年3月30日(水) 17:15 ~ 17:30(15分)	札幌開発建設部 1階入札室	契約業務課長 武田雅義	全開発札幌支部 契約業務課分会 執行委員長 滝沢俊輔 書記長 堀内宏	・当課における超過勤務の縮減について ・当課職員のメンタルヘルス対策について ・当課における仕事と子育てを両立出来る職場環境について	○職員団体側から 超過勤務縮減に積極的に取り組むこと、新たな休職者を出すことがないように職員の健康管理に努めること、仕事と子育てを両立出来る職場環境の整備に取り組むことを求めたい。 ○当局側から いずれも重要な問題であり、適切に対処したい。	別添(契約業務課分会)
道路・公園用地課 農業・空港用地課	平成23年3月30日(水) 17:20 ~ 17:55(35分)	札幌開発建設部 行政相談室B	道路・公園用地課長 駒寄弘幸 農業・空港用地課長 角谷健夫	全開発札幌支部用地第2分会 執行委員長 桑原光義 副執行委員長 桜井順一 書記長 阿部健佑	当課職員の健康安全管理について	○職員団体側から 職員の健康安全管理について、長期休職者が速やかに復職できるよう、また、新たな休職者を出さないよう、課長が責任をもって、職員の健康等に配慮してもらいたい。 ○当局側から 職員の健康安全管理については、健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところ。特に、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度の活用等により、心の不調を原因とした疾病の防止に努めていきたい。	別添(用地第2分会)

## 交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配付された文書等
			当局側	職員団体側			
技術企画課 技術審査課	平成23年4月19日(火) 15:00 ~ 15:18(18分)	札幌開発建設部 4階1号会議室	技術企画課長 半谷敬幸 技術審査課長 清見博英	全開発札幌支部 技術企画・審査課分会  執行委員長 佐々木慎一 書記長 戸出成信 執行委員 野上勝広	・当該における超過勤務の縮減について ・当該職員の健康管理について ・当該における仕事と子育てを両立出来る職場環境の整備について	○職員団体側から 職場では、現在、過度な超過勤務を行っている者やメンタルヘルス対策が必要な職員はいないが、仕事と子育てを両立出来る職場環境という点からも、今後具体の事案が発生した場合は、交渉に応じてもらいたい。  ○当局側から そのような事案が発生した場合は、適切に対応したい。	別添(技術企画・審査課分会)
札幌北農業事務所	平成23年4月25日(月) 10:05 ~ 10:37(32分)	札幌北農業事務所 会議室	札幌北農業事務所 副所長 柏谷和久 総務課長 鎌田建司	全開発札幌支部 札幌北農業分会  執行委員長 西川幸秀 書記長 武田耕一	・札幌北農業事務所における超過勤務について ・職員の健康管理について	○職員団体側から 超過勤務について、職員の過度な負担にならないよう配慮をお願いしたい。また、毎年のように定員削減がなされ、勤務条件が厳しくなっている。健康管理にも十分に取り組んでもらいたい。  ○当局側から 今後とも、職員の過度な負担にならないよう配慮し、健康管理に努めていきたい。	別添(札幌北農業分会)

二〇一一年春闘

# 職 場 要 求 書

別紙項目は組合員の切実な要求であり、貴職の誠意ある回答を求めらる。

北海道開発局札幌開発建設部

総務課長

小 泉 俊 則 殿

二〇一一年三月三〇日

全開発札幌支部車庫分会

執行委員長

藤 本 利

徳



## 車庫分会職場要求書

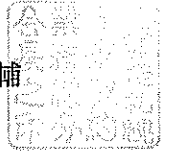
- 1 本部車庫体制及び司令室体制の作成には職員の見解等も配慮すること。
- 2 更新する車両を安全性の高い車両にすること。
- 3 本部車庫前をロードヒーティングにすること。
- 4 職場の環境改善及び構内の整備改善に努力すること。

要 求 項 目	要 求 理 由 等
1. 本部車庫体制及び司令室体制の作成には職員の意見等も考慮すること。	職員の業務内容については、十分説明し、要望等を求めるため。
2. 更新する車両を安全性の高い車両にすること。	現在の仕様を維持し、さらなる改善に向け努力すること。
3. 本部車庫前をロードヒーティングにすること。	冬期間の洗車及び降雪に伴い路面が結し、洗車時往來の際の安全対策のため。
4. 職場の環境改善及び構内の整備に努力すること。	路面の凸凹等の構内整備、控え室・司令室・車庫等の改善に向け努力すること。

2011年 3月16日

北海道開発局  
札幌開発建設部契約業務課長 武田 雅 義 殿

全開発労働組合 札幌支部  
契約業務課分会執行委員長 滝 沢 俊 輔



## 2011年春闘札幌支部職場要求書

下記要求項目は組合員の切実な要求であり、貴職の誠意ある回答を求める。

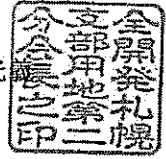
1. 業務工程表を早急に作成し、特に以下のことに十分に留意し全職員に丁寧に説明すること。
  - (1) 人事異動の内示前に示すこと。
  - (2) 職員一人ひとりの事務分掌を明確に示すこと。
2. 本部庁舎を新築すること。当面以下の項目について改善すること。
  - (1) 庁舎内を適温・適湿にすること。
  - (2) 車庫前の安全対策を強化すること（ロードヒーティングの拡大等及び駐車場通路のロードヒーティング化）。
  - (3) 老朽化した部分の改修を行うこと。
3. 超過勤務の縮減に努めること。また、やむを得ず超過勤務を命じた場合は、全額超過勤務手当を支給すること（60h超の代休指定については、本人からの申し出があれば人事院規則に基づき割増で手当を支給すること）。
4. 宿舎について、入居希望者は全員入居できるようにすること。
5. メンタルヘルス対策等を強化すること。
  - (1) 長期休職者が速やかに復職出来るように努力すること。また、休職中の職員に対しても必要な情報提供等を行うこと。
  - (2) 長期休職者がいる課所の職員に負担が掛からないよう配慮すること。
  - (3) 新たな長期休職者を出さないよう課所長が責任を持って、職員の健康等に配慮すること。
6. 国土交通省特定事業主行動計画の主旨に鑑み「仕事と子育てを両立出来る職場環境の整備に努めること。
7. 特別健康診断の実施に当たっては、下記のことに留意すること。
  - (1) 超過勤務の係わる臨時の健康診断については、全員が受診できるように課所長が責任を持って努めること。
  - (2) 婦人科検診の実施に当たっては、実施計画を早期に示すと共に、希望者については全員受診させること。
8. 分会要求については、誠意をもって解決すること。

2011年 3月30日

北海道開発局

札幌開発建設部 道路・公園用地課長 駒寄弘幸 殿  
農業・空港用地課長 角谷信夫 殿

全開発労働組合札幌支部  
用地第2分会長 桑原 光



## 2011年 統一要求書

北海道開発局に勤務する職員の勤務条件に係わる下記事項について改善すること。

### 賃金引き上げについて

1. 「賃金は勤務条件の最たるもの」であることを十分認識し、開発局に勤務する職員の賃金を別紙「賃金要求書」のとおり改善すること。

### 事業執行体制について

2. 超過勤務縮減に向けて事業に必要な要員を確保すること。また、定員等の確保、当面する超過勤務縮減方策の検討にあたっては組合の意見を十分に聞き、別紙のとおり実施すること。
3. 2011年度の事業を執行するに当たり、各職場における「業務推進工程表」の基本的な考え方を十分説明するとともに、その実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に実施しないこと。また、変更が生じる場合においても考え方を十分説明すること。
4. 事務・事業の委託請負化に当たっては、組合の意見を十分に聞き、一方的には行わないこと。
5. 健康安全管理など勤務条件に十分留意し、必要な機械・船舶・施設の増強、更新を行うこと。
6. OA機器の運用及び適用業務の拡大については、別紙を前提とし、組合の意見を十分に聞き、健康安全管理に十分留意した上で一方的に実施しないこと。
7. 設計・積算、監督業務の改悪は行わないこと。また、仕様書の改定にあたっては、考え方を十分に説明するとともに組合の意見を十分に聞くこと。
8. 業務に必要な工事諸費等予算を確保すること。
9. 開発事業の推進にあたっては、公害・環境問題等について地域住民の同意を得ること。

### 人事評価制度について

10. 人事評価制度において、評価結果の開示及び労働組合が参加する苦情処理制度を確立すること。

### 組織・級別定数の改善について

11. 級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
12. 昇任速度を早め、退職時事務6級、技術7級を実現すること。当面、別紙のとおり改善すること。

### 人事異動について

13. 人事については、民主的・公平・公正に行い、昇任人事の差別は行わないこと。あわせて、部内昇任を拡大すること。また、人事異動にあたっては別紙のとおり行うこと。

### 単身赴任について

14. 単身赴任となるような異動は行わないこと。当面、単身赴任を強いられる者に対し別紙のお

り改善を図ること。

## 雇用保障について

15. 全職員の「60歳雇用保障」を実現すること。また「雇用保障」にあたっては、別紙のとおり進めること。
16. 新再任用制度の実施にあたっては、別紙のとおり進めること。

## 職員の健康管理について

17. 直営診療所の整備・拡充を図ること。
18. 保健安全協議会を復活すること。当面、職員の意見等を聞く措置として、開発建設部及び課所において健康安全管理に関する会議等を設置し、健康安全管理計画等に職員の意見・要望を十分反映すること。
19. 振動病をはじめとする職業病、労働災害絶滅のため、労働医学調査・職場環境の改善・健康安全管理を徹底すること。また、職業病については、全て公務災害認定を行うこと。特に職業性疾患に対する公務災害認定については積極的に取り組むこと。  
検診枠の拡大を行うとともに、各種検診の年齢制限を撤廃し、希望者全員が受診できるようにすること。  
メンタルヘルス対策について積極的に進めるとともに、実効あるカウンセリング制度の充実に努めること。また、新たなメンタルヘルス疾患を発生させないため、必要な措置を講じること。あわせて、休職等からの職場復帰にあたっては、本人の意向に配慮するとともに、スムーズな復帰が図られるよう必要な措置を講じること。
20. VDT作業従事者に対する健康と安全を確保すること。特に新たな職業病を発生させないため、VDT管理指針の遵守・徹底を責任をもって行うこと。

## 制度改善について

21. 消費税を抜本的に是正すること。また、不公平税制を是正し勤労者所得税の大幅減税を実現すること。
22. 公的年金制度の抜本的改善を行うこと。
  - イ. 生活できる年金制度を確立し、別個給付の特別措置について、働くことが困難な場合は、満額年金を支給すること。
  - ロ. 基礎年金国庫負担割合2分の1を堅持するとともに、被用者年金保険料の費用負担割合を改善すること。
  - ハ. 公的年金の一元化において、共済年金については、公務員制度としての役割・機能を引き続き確保すること。
    - ニ. 共済組合の「運営審議会」の権限を強め、民主化を図ること。
23. 医療保険制度の改善を行うこと。また、健康保険、共済短期の本人10割給付、老人医療の無料化制度を復活するとともに、老人保健法に基づく共済組合からの拠出は国庫負担とすること。
24. 介護サービスの基盤整備を拡充し、介護保険制度の円滑実施と公正・透明な制度運営を図ること。
25. 労働基準法及び人事院規則の労働時間の男女共通規制の運用にあたっては、男女が共に家庭責任を担える労働条件の確立、深夜勤務に係わる就業環境の整備等を図り、真に実効ある男女共通規制とすること。
26. 母性保護の権利を拡大し、生理休暇は特別休暇とすること。
27. 育児休業期間については有給とすること。
28. 公立産休明け保育所及び学童保育所を拡充すること。
29. 介護休暇・看護休暇・夏季休暇を拡充すること。
30. レクリエーションタイムの運用にあたっては、職場の意向を十分尊重すること。
31. 新たな高齢雇用施策として、「定年延長」を早期に実現すること。

## 行政改革について

32. 行政改革は行わないこととし、これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
33. 国が進める地域主権政策（アクションプラン）に対して、以下のとおり進めること。



- イ. 国土交通行政の推進に必要な地方整備局・北海道開発局の役割を明確に主張し、アクションプランに基づく安易な計画の策定をしないよう最大限努力すること。
- ロ. 地方への事務・権限の委譲や直轄道路・河川の移管による、安易な人員移管はしないこととし、職員の雇用と労働条件を十分に確保すること。

### 権利について

- 34. 民主的な公務員制度改革を実現し、労働基本権を速やかに保障すること。また過去の処分による実損を回復すること。
- 35. 職場における労使の取り決めを守ること。

### そ の 他

- 36. その他勤務条件に関わる要求や職場で発生した問題については、誠意をもって解決すること。

## 別 紙

### ＝ 要員確保関係 ＝

- イ. 事務、事業に見合った定員職員の配置を行うこと。
- ロ. 育児休業・長期休職に伴う代替要員を確保すること。
- ハ. 事務、技術の適正な人事配置を行うこと。
  - ①部局内の適正な人事配置を行うこと。
  - ②事業間の適正な人事配置を行うこと。
  - ③部局間の適正な人事配置を行うこと。
  - ④職員の年齢構成等のバランスに配慮した人事配置を行うこと。
  - ⑤業務分担の適正な見直しを図ること。
  - ⑥事務所、事業所における管理業務を充実すること。そのため必要な課所に管理職員を配置すること。
- ニ. 事務、技術定数の見直しについて検討すること。その際、組合の意見を十分に尊重すること。
- ホ. デスク系非常勤職員について、必要な期間の新規雇用を図ること。
- ヘ. 産前・産後休暇に伴う代替要員を確保すること。

### ＝ 超過労働関係 ＝

- イ. 土、日、祝祭日の超過勤務については、原則として命令しないこと。
- ロ. ノー残業デーの徹底を図ること。また、実効を図るため管理職員等が具体的な指導を行うとともに、その責任体制を明らかにすること。
- ハ. 連続した超過勤務、深夜に及ぶ超過勤務を解消すること。また超過勤務を命ずる各管理者の超過勤務命令のあり方、その責任を明らかにすること。
- ニ. 本省、本局からの報告物等の業務については、職場の担当者に負担がかからないよう徹底した改善措置を図ること。
- ホ. 慢性的な超過勤務縮減に向けた新たな業務改善について、全ての事業部門別に早急に具体化する。なお、実施にあたっては、組合の意見を十分に聞き、話し合うこと。

### ＝ 電算関係 ＝

- イ. O A機器の運用による直接的な人減らし、労働強化、勤務条件の大幅な変更は行わないこと。
- ロ. 行政情報化の推進にあたっては、部局間に差が生じないように十分調整すること。また、実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に進めないこと。
- ハ. O A機器の設置及び作業環境については、健康管理や職場実態に即し改善すること。

### ＝ 組織・級別定数関係 ＝

- イ. スタッフ制の拡大を図ること。
- ロ. 部局企画官等を新增設すること。
- ハ. 部局専門官・開発専門職を拡大すること。
- ニ. 部局課長補佐・専門官の5級枠を拡大すること。
- ホ. 係長の4級枠を拡大すること。
- ヘ. 主任、開発専門職の3級枠を拡大すること。
- ト. 行(二)職員の部下数制限を撤廃し、一定の号俸・経験年数に達したものは全て上位級に昇格させること。
- チ. 準職員を定員化すること。また、3級昇格について、発令年齢を引き下げるとともに、必要な定数を確保すること。

### ＝ 人事関係 ＝

- イ. 国土交通省内における人事異動については、原則として北海道開発局内とすること。
- ロ. 男女間の差別は行わず、女性を積極的に登用すること。

- ハ. 組合役員に対する差別は行わないこと。
- ニ. 本局中心人事の改善を図るとともに、人事異動にあたっては職員の希望、生活との調和を最優先して行うこと。
- ホ. 人事異動の時期は、4月1日を基本とし、内示は30日前とすること。
- ヘ. 他部局との交流、業務経験を必要とする場合は、本人の意向を尊重し、一定のサイクル基準を設定すること。
- ト. 部内昇任年齢の引き下げを図ること。

#### ＝ 単身赴任関係 ＝

- イ. 単身赴任の期間は、特別の場合を除き当面3年以内とすること。
- ロ. 単身赴任手当の増額・範囲の拡大、単身赴任者専用住宅の確保等の改善を図ること。

#### ＝ 雇用保障関係 ＝

- イ. 若年勸奨を行わないこと。
- ロ. 長期勤続に対する人事管理のあり方（希望異動・部内昇任や異動、採用から退職まで）の一定のサイクルを確立すること。
- ハ. 高齢職員の昇給半減は行わないこと。
- ニ. 中途退職希望者に対する援助を行うこと。
- ホ. 定年退職後の生活安定に助力すること。

#### ＝ 再任用関係 ＝

- イ. 希望する者全てを再任用すること。また、そのために必要な組織・級別定数及び業務の確保を行うこと。
- ロ. 短時間勤務者について、公務員宿舎の入居を認めること

# 別紙「賃金要求書」

## 〈 定員職員関係 〉

### 1. 賃金の引き上げ額

- イ. 国家公務員労働者の賃金を平均28,000円以上引き上げること。
- ロ. 官民比較方法を抜本的に改善し、公務員賃金の水準を引き上げること。

### 2. 賃金体系の改善

- イ. 賃金の引き上げ配分にあたっては、行政職(一)高卒を基準に、次のように俸給表の改定を行うこと。

18歳(独身)	153,100	円
23歳(独身)	188,200	円
27歳(二人世帯)	219,000	円
35歳(四人世帯)	275,700	円
43歳(五人世帯)	349,700	円

- ロ. 昇給間差額は最低2,000円以上にすること。また、中・高位号俸に対する切り下げを行わないこと。
- ハ. 賃金の改善にあたっては、初任給抑制を行わないこと。
- ニ. 能力、実績給を改めること。
- ホ. 行政職(二)の俸給表を抜本的に改善すること。

### 3. 賃金決定基準の改善

- イ. 標準職務表を抜本的に改善すること。
- ロ. 級別資格基準を改正し、学歴格差を縮小すること。
- ハ. 経験年数換算表及び休職期間等換算表を抜本的に改善すること。
- ニ. 昇給延伸に対する復元措置を行うこと。
- ホ. 高齢職員の昇給半減は行わないこと。

### 4. 諸手当の改善

- イ. 扶養手当 支給範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- ロ. 通勤手当 全額実費支給し、全額非課税とすること。また、交通用具利用者に対する支給額を改善すること。
- ハ. 住宅手当 支給範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- ニ. 寒冷地手当 寒冷地手当法を維持すること。また、生活実態にあった支給水準を確保すること。
- ホ. 地域手当 適用地域区分及び支給率の改善を図ること。
- ヘ. 一時金 期末手当一本とし、年間6カ月を支給すること。また、傾斜配分をやめ、均等に配分すること。
- ト. 超過勤務手当・夜勤手当・休日給 支給率の改善を行うこと。
- チ. 特殊勤務手当 適用範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- リ. 特手手当 適用基準を緩和し、支給割合の引き上げを行うこと。
- ヌ. 宿日直手当 支給額の引き上げを行うこと。
- ル. 単身赴任手当 適用範囲の拡大を行うとともに支給額の引き上げを行うこと。

### 5. 最低賃金について

- 公務に従事する労働者の最低賃金を153,100円以上とすること。

## 6. 実施時期について

以上の要求改善については2011年4月1日から実施すること。また、新賃金については早期支払を行うこと。

2011年 3月30日

北海道開発局  
札幌開発建設部 道路・公園用地課 駒寄弘幸 殿  
農業・空港用地課 角谷信夫 殿

全開発労働組合札幌支部  
用地第2分会長 桑原 光



## 2011年春闘札幌支部職場要求書

下記要求項目は組合員の切実な要求であり、貴職の誠意ある回答を求める。

1. 業務工程表を早急に作成し、特に以下のことに十分に留意し全職員に丁寧に説明すること。
  - (1) 人事異動の内示前に示すこと。
  - (2) 職員一人ひとりの事務分掌を明確に示すこと。
2. 本部庁舎を新築すること。当面以下の項目について改善すること。
  - (1) 庁舎内を適温・適湿にすること。
  - (2) 車庫前の安全対策を強化すること（ロードヒーティングの拡大等及び駐車場通路のロードヒーティング化）。
  - (3) 老朽化した部分の改修を行うこと。
3. 超過勤務の縮減に努めること。また、やむを得ず超過勤務を命じた場合は、全額超過勤務手当を支給すること（60h超の代休指定については、本人からの申し出があれば人事院規則に基づき割増で手当を支給すること）。
4. 宿舎について、入居希望者は全員入居できるようにすること。
5. メンタルヘルス対策等を強化すること。
  - (1) 長期休職者が速やかに復職出来るように努力すること。また、休職中の職員に対しても必要な情報提供等を行うこと。
  - (2) 長期休職者がいる課所の職員に負担が掛からないよう配慮すること。
  - (3) 新たな長期休職者を出さないよう課所長が責任を持って、職員の健康等に配慮すること。
6. 国土交通省特定事業主行動計画の主旨に鑑み「仕事と子育てを両立出来る職場環境の整備に努めること。
7. 特別健康診断の実施に当たっては、下記のことに留意すること。
  - (1) 超過勤務に係わる臨時の健康診断については、全員が受診できるように課所長が責任を持って努めること。
  - (2) 婦人科検診の実施に当たっては、実施計画を早期に示すと共に、希望者については全員受診させること。

8. 分会要求については、誠意をもって解決すること。

2011年 4月19日

北海道開発局

札幌開発建設部長

技術審査課長

技術企画課長

清見 博英 殿

半谷 敬幸 殿

全開発労働組合

札幌支部技術企画・審査課分会

執行委員長 佐々木 慎



## 2011年 統一要求書

北海道開発局に勤務する職員の勤務条件に係わる下記事項について改善すること。

### 賃金引き上げについて

1. 「賃金は勤務条件の最たるもの」であることを十分認識し、開発局に勤務する職員の賃金を別紙「賃金要求書」のとおり改善すること。

### 事業執行体制について

2. 超過勤務縮減に向けて事業に必要な要員を確保すること。また、定員等の確保、当面する超過勤務縮減方策の検討にあたっては組合の意見を十分に聞き、別紙のとおり実施すること。
3. 2011年度の事業を執行するに当たり、各職場における「業務推進工程表」の基本的な考え方を十分説明するとともに、その実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に実施しないこと。また、変更が生じる場合においても考え方を十分説明すること。
4. 事務・事業の委託請負化にあたっては、組合の意見を十分に聞き、一方的には行わないこと。
5. 健康安全管理など勤務条件に十分留意し、必要な機械・船舶・施設の増強、更新を行うこと。
6. OA機器の運用及び適用業務の拡大については、別紙を前提とし、組合の意見を十分に聞き、健康安全管理に十分留意した上で一方的に実施しないこと。
7. 設計・積算、監督業務の改悪は行わないこと。また、仕様書の改定にあたっては、考え方を十分に説明するとともに組合の意見を十分に聞くこと。
8. 業務に必要な工事諸費等予算を確保すること。
9. 開発事業の推進にあたっては、公害・環境問題等について地域住民の同意を得ること。

### 人事評価制度について

10. 人事評価制度において、評価結果の開示及び労働組合が参加する苦情処理制度を確立すること。

### 組織・級別定数の改善について

11. 級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
12. 昇任速度を早め、退職時事務6級、技術7級を実現すること。当面、別紙のとおり改善すること。

### 人事異動について

13. 人事については、民主的・公平・公正に行い、昇任人事の差別は行わないこと。あわせて、部内昇任を拡大すること。また、人事異動にあたっては別紙のとおり行うこと。

### 単身赴任について



14. 単身赴任となるような異動は行わないこと。当面、単身赴任を強いられる者に対し別紙のとおり改善を図ること。

### 雇用保障について

15. 全職員の「60歳雇用保障」を実現すること。また「雇用保障」にあたっては、別紙のとおり進めること。
16. 新再任用制度の実施にあたっては、別紙のとおり進めること。

### 職員の健康管理について

17. 直営診療所の整備・拡充を図ること。
18. 保健安全協議会を復活すること。当面、職員の意見等を聞く措置として、開発建設部及び課所において健康安全管理に関する会議等を設置し、健康安全管理計画等に職員の意見・要望を十分反映すること。
19. 振動病をはじめとする職業病、労働災害絶滅のため、労働医学調査・職場環境の改善・健康安全管理を徹底すること。また、職業病については、全て公務災害認定を行うこと。特に職業性疾患に対する公務災害認定については積極的に取り組むこと。  
検診枠の拡大を行うとともに、各種検診の年齢制限を撤廃し、希望者全員が受診できるようにすること。  
メンタルヘルス対策について積極的に進めるとともに、実効あるカウンセリング制度の充実に努めること。また、新たなメンタルヘルス疾患を発生させないため、必要な措置を講じること。あわせて、休職等からの職場復帰にあたっては、本人の意向に配慮するとともに、スムーズな復帰が図られるよう必要な措置を講じること。
20. VDT作業従事者に対する健康と安全を確保すること。特に新たな職業病を発生させないため、VDT管理指針の遵守・徹底を責任をもって行うこと。

### 制度改善について

21. 消費税を抜本的に是正すること。また、不公平税制を是正し勤労者所得税の大幅減税を実現すること。
22. 公的年金制度の抜本的改善を行うこと。
  - イ. 生活できる年金制度を確立し、別個給付の特別措置について、働くことが困難な場合は、満額年金を支給すること。
  - ロ. 基礎年金国庫負担割合2分の1を堅持するとともに、被用者年金保険料の費用負担割合を改善すること。
  - ハ. 公的年金の一元化において、共済年金については、公務員制度としての役割・機能を引き続き確保すること。
    - 二. 共済組合の「運営審議会」の権限を強め、民主化を図ること。
23. 医療保険制度の改善を行うこと。また、健康保険、共済短期の本人10割給付、老人医療の無料化制度を復活するとともに、老人保健法に基づく共済組合からの拠出は国庫負担とすること。
24. 介護サービスの基盤整備を拡充し、介護保険制度の円滑実施と公正・透明な制度運営を図ること。
25. 労働基準法及び人事院規則の労働時間の男女共通規制の運用にあたっては、男女が共に家庭責任を担える労働条件の確立、深夜勤務に係わる就業環境の整備等を図り、真に実効ある男女共通規制とすること。
26. 母性保護の権利を拡大し、生理休暇は特別休暇とすること。
27. 育児休業期間については有給とすること。
28. 公立産休明け保育所及び学童保育所を拡充すること。
29. 介護休暇・看護休暇・夏季休暇を拡充すること。
30. レクリエーションタイムの運用にあたっては、職場の意向を十分尊重すること。
31. 新たな高齢雇用施策として、「定年延長」を早期に実現すること。

### 行政改革について

32. 行政改革は行わないこととし、これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。

33. 国が進める地域主権政策（アクションプラン）に対して、以下のとおり進めること。
- イ. 国土交通行政の推進に必要な地方整備局・北海道開発局の役割を明確に主張し、アクションプランに基づく安易な計画の策定をしないよう最大限努力すること。
  - ロ. 地方への事務・権限の委譲や直轄道路・河川の移管による、安易な人員移管はしないこととし、職員の雇用と労働条件を十分に確保すること。

#### 権利について

34. 民主的な公務員制度改革を実現し、労働基本権を速やかに保障すること。また過去の処分による実損を回復すること。
35. 職場における労使の取り決めを守ること。

#### そ の 他

36. その他勤務条件に関わる要求や職場で発生した問題については、誠意をもって解決すること。

## 別 紙

### ＝ 要員確保関係 ＝

- イ. 事務、事業に見合った定員職員の配置を行うこと。
- ロ. 育児休業・長期休職に伴う代替要員を確保すること。
- ハ. 事務、技術の適正な人事配置を行うこと。
  - ①部局内の適正な人事配置を行うこと。
  - ②事業間の適正な人事配置を行うこと。
  - ③部局間の適正な人事配置を行うこと。
  - ④職員の年齢構成等のバランスに配慮した人事配置を行うこと。
  - ⑤業務分担の適正な見直しを図ること。
  - ⑥事務所、事業所における管理業務を充実すること。そのため必要な課所に管理職員を配置すること。
- ニ. 事務、技術定数の見直しについて検討すること。その際、組合の意見を十分に尊重すること。
- ホ. デスク系非常勤職員について、必要な期間の新規雇用を図ること。
- ヘ. 産前・産後休暇に伴う代替要員を確保すること。

### ＝ 超過労働関係 ＝

- イ. 土、日、祝祭日の超過勤務については、原則として命令しないこと。
- ロ. ノー残業デーの徹底を図ること。また、実効を図るため管理職員等が具体的な指導を行うとともに、その責任体制を明らかにすること。
- ハ. 連続した超過勤務、深夜に及ぶ超過勤務を解消すること。また超過勤務を命ずる各管理者の超過勤務命令のあり方、その責任を明らかにすること。
- ニ. 本省、本局からの報告物等の業務については、職場の担当者に負担がかからないよう徹底した改善措置を図ること。
- ホ. 慢性的な超過勤務縮減に向けた新たな業務改善について、全ての事業部門別に早急に具体化すること。なお、実施にあたっては、組合の意見を十分に聞き、話し合うこと。

### ＝ 電算関係 ＝

- イ. O A機器の運用による直接的な人減らし、労働強化、勤務条件の大幅な変更は行わないこと。
- ロ. 行政情報化の推進にあたっては、部局間に差が生じないように十分調整すること。また、実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に進めないこと。
- ハ. O A機器の設置及び作業環境については、健康管理や職場実態に即し改善すること。

### ＝ 組織・級別定数関係 ＝

- イ. スタッフ制の拡大を図ること。
- ロ. 部局企画官等を新增設すること。
- ハ. 部局専門官・開発専門職を拡大すること。
- ニ. 部局課長補佐・専門官の5級枠を拡大すること。
- ホ. 係長の4級枠を拡大すること。
- ヘ. 主任、開発専門職の3級枠を拡大すること。
- ト. 行(二)職員の部下数制限を撤廃し、一定の号俸・経験年数に達したものは全て上位級に昇格させること。
- チ. 準職員を定員化すること。また、3級昇格について、発令年齢を引き下げるとともに、必要な定数を確保すること。

### ＝ 人事関係 ＝

- イ. 国土交通省内における人事異動については、原則として北海道開発局内とすること。
- ロ. 男女間の差別は行わず、女性を積極的に登用すること。
- ハ. 組合役員に対する差別は行わないこと。
- ニ. 本局中心人事の改善を図るとともに、人事異動にあたっては職員の希望、生活との調和を最優先して行うこと。
- ホ. 人事異動の時期は、4月1日を基本とし、内示は30日前とすること。
- ヘ. 他部局との交流、業務経験を必要とする場合は、本人の意向を尊重し、一定のサイクル基準を設定すること。
- ト. 部内昇任年齢の引き下げを図ること。

＝ 単身赴任関係 ＝

- イ. 単身赴任の期間は、特別の場合を除き当面3年以内とすること。
- ロ. 単身赴任手当の増額・範囲の拡大、単身赴任者専用住宅の確保等の改善を図ること。

＝ 雇用保障関係 ＝

- イ. 若年勸奨を行わないこと。
- ロ. 長期勤続に対する人事管理のあり方（希望異動・部内昇任や異動、採用から退職まで）の一定のサイクルを確立すること。
- ハ. 高齢職員の昇給半減は行わないこと。
- ニ. 中途退職希望者に対する援助を行うこと。
- ホ. 定年退職後の生活安定に助力すること。

＝ 再任用関係 ＝

- イ. 希望する者全てを再任用すること。また、そのために必要な組織・級別定数及び業務の確保を行うこと。
- ロ. 短時間勤務者について、公務員宿舎の入居を認めること

# 別紙「賃金要求書」

## ＜ 定員職員関係 ＞

### 1. 賃金の引き上げ額

- イ. 国家公務員労働者の賃金を平均28,000円以上引き上げること。
- ロ. 官民比較方法を抜本的に改善し、公務員賃金の水準を引き上げること。

### 2. 賃金体系の改善

- イ. 賃金の引き上げ配分にあたっては、行政職(一)高卒を基準に、次のように俸給表の改定を行うこと。

18歳〈独身〉	153,100	円
23歳〈独身〉	188,200	円
27歳〈二人世帯〉	219,000	円
35歳〈四人世帯〉	275,700	円
43歳〈五人世帯〉	349,700	円

- ロ. 昇給間差額は最低2,000円以上にすること。また、中・高位号俸に対する切り下げを行わないこと。
- ハ. 賃金の改善にあたっては、初任給抑制を行わないこと。
- ニ. 能力、実績給を改めること。
- ホ. 行政職(二)の俸給表を抜本的に改善すること。

### 3. 賃金決定基準の改善

- イ. 標準職務表を抜本的に改善すること。
- ロ. 級別資格基準を改正し、学歴格差を縮小すること。
- ハ. 経験年数換算表及び休職期間等換算表を抜本的に改善すること。
- ニ. 昇給延伸に対する復元措置を行うこと。
- ホ. 高齢職員の昇給半減は行わないこと。

### 4. 諸手当の改善

- イ. 扶養手当 支給範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- ロ. 通勤手当 全額実費支給し、全額非課税とすること。また、交通用具利用者に対する支給額を改善すること。
- ハ. 住宅手当 支給範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- ニ. 寒冷地手当 寒冷地手当法を維持すること。また、生活実態にあった支給水準を確保すること。
- ホ. 地域手当 適用地域区分及び支給率の改善を図ること。
- ヘ. 一時金 期末手当一本とし、年間6カ月を支給すること。また、傾斜配分をやめ、均等に配分すること。
- ト. 超過勤務手当・夜勤手当・休日給 支給率の改善を行うこと。
- チ. 特殊勤務手当 適用範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- リ. 特手手当 適用基準を緩和し、支給割合の引き上げを行うこと。
- ヌ. 宿日直手当 支給額の引き上げを行うこと。
- ル. 単身赴任手当 適用範囲の拡大を行うとともに支給額の引き上げを行うこと。

### 5. 最低賃金について

- 公務に従事する労働者の最低賃金を153,100円以上とすること。

## 6. 実施時期について

以上の要求改善については2011年4月1日から実施すること。また、新賃金については早期支払を行うこと。

2010年4月19日

北海道開発局  
札幌開発建設部  
技術審査課長 清見 博英 殿  
技術企画課長 半谷 敬幸 殿

全開発労働組合  
札幌支部技術企画・審査課  
執行委員長 佐々木 慎一



## 2011年春闘札幌支部職場要求書

下記要求項目は組合員の切実な要求であり、貴職の誠意ある回答を求める。

1. 業務工程表を早急に作成し、特に以下のことに十分に留意し全職員に丁寧に説明すること。
  - (1) 人事異動の内示前に示すこと。
  - (2) 職員一人ひとりの事務分掌を明確に示すこと。
2. 本部庁舎を新築すること。当面以下の項目について改善すること。
  - (1) 庁舎内を適温・適湿にすること。
  - (2) 車庫前の安全対策を強化すること（ロードヒーティングの拡大等及び駐車場通路のロードヒーティング化）。
  - (3) 老朽化した部分の改修を行うこと。
3. 超過勤務の縮減に努めること。また、やむを得ず超過勤務を命じた場合は、全額超過勤務手当を支給すること（60h超の代休指定については、本人からの申し出があれば人事院規則に基づき割増で手当を支給すること）。
4. 宿舍について、入居希望者は全員入居できるようにすること。
5. メンタルヘルス対策等を強化すること。
  - (1) 長期休職者が速やかに復職出来るように努力すること。また、休職中の職員に対しても必要な情報提供等を行うこと。
  - (2) 長期休職者がいる課所の職員に負担が掛からないよう配慮すること。
  - (3) 新たな長期休職者を出さないよう課所長が責任を持って、職員の健康等に配慮すること。
6. 国土交通省特定事業主行動計画の主旨に鑑み「仕事と子育てを両立出来る職場環境の整備に努めること。
7. 特別健康診断の実施に当たっては、下記のことに留意すること。
  - (1) 超過勤務の係わる臨時の健康診断については、全員が受診できるように課所長が責任を持って努めること。
  - (2) 婦人科検診の実施に当たっては、実施計画を早期に示すと共に、希望者については全

員受診させること。

8. 分会要求については、誠意をもって解決すること。



2011年4月19日

北海道開発局札幌開発建設部

技術審査課長 清見 博英 殿

技術企画課長 半谷 敬幸 殿

全開発労働組合札幌

技術企画・審査課分

執行委員長 佐々木



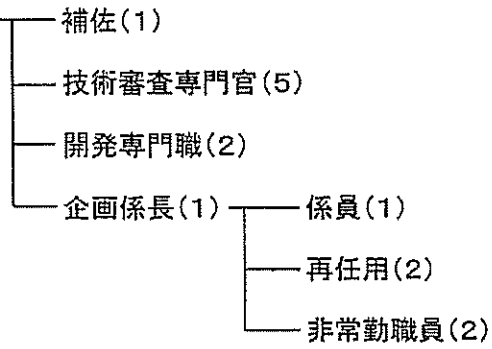
## 2011年春闘技術企画・審査課分会職場要求

下記要求項目は、私たち技術企画・審査課分会組合員がこの1年間の業務の進め方を振り返り、業務を円滑に進める上で、大変重要で切実な要求項目であることから、貴職の誠意ある回答を求める。

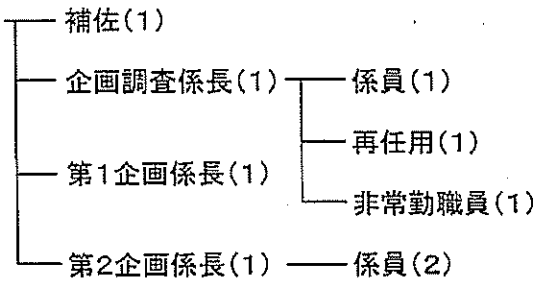
1. 業務推進工程表の作成にあたっては、分会員の意見を反映させると共に、分会員に過度な負担を掛けないよう配慮すること。
2. 技術企画課、技術審査課及び工事品質管理官の組織体制を以下の通り改めると共に、各担当の所掌を明確にすること。
3. 旅費の支給方法を改め、出張に伴う事務処理の軽減を図ること。

別紙

技術審査課  
課長(1)



技術企画課  
課長(1)



工事品質管理官

工事品質管理官(2) — 工事品質管理官付係長(1) — 係員(1)

	現 行	要 求	増 減	理由等
技術審査課				
課長	1	1		
補佐	1	1		
開発専門職	2	2		技術審査に係わる業務を行う
技術審査専門官	5	5		
企画係長	1	1		課内の庶務的業務及び施工体制ヒアを担当する
企画係主任	1	0	-1	調査ものについては技術企画課に振り分けることから減とする
企画係員	1	1		
再任用	2	2		①企画係において庶務的業務を行う ②技術審査に係わる業務を行う
パート	2		-2	6時間のパートでは、仕事が依頼しにくい
非常勤職員		2	2	①庶務的業務の補助を行う ②技術審査に係わる補助業務を行う
合計	16	15	-1	
技術企画課				
課長	1	1		
補佐	1	1		
調整係長	1	1		
調整係員	1	1		
第1企画係長	1	1		
第2企画係長	1	1		
第2企画係員	1	2	1	
再任用	1	1		
パート	1			
非常勤職員		1		
合計	9	10	1	
工事品質管理官	2	2		
工事品質管理官付係長		1	1	
工事品質管理官付係員		1	1	
合計	2	4	2	

2011年 4月25日

札幌開発建設部  
札幌北農業事務所長 福島 正人 殿

全開発労働組合札幌支部  
札幌北農業分会 執行委員長 西川



## 2011年 統一要求書

北海道開発局に勤務する職員の勤務条件に係わる下記事項について改善すること。

### 賃金引き上げについて

1. 「賃金は勤務条件の最たるもの」であることを十分認識し、開発局に勤務する職員の賃金を別紙「賃金要求書」のとおり改善すること。

### 事業執行体制について

2. 超過勤務縮減に向けて事業に必要な要員を確保すること。また、定員等の確保、当面する超過勤務縮減方策の検討にあたっては組合の意見を十分に聞き、別紙のとおり実施すること。
3. 2011年度の事業を執行するに当たり、各職場における「業務推進工程表」の基本的な考え方を十分説明するとともに、その実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に実施しないこと。また、変更が生じる場合においても考え方を十分説明すること。
4. 事務・事業の委託請負化にあたっては、組合の意見を十分に聞き、一方的には行わないこと。
5. 健康安全管理など勤務条件に十分留意し、必要な機械・船舶・施設の増強、更新を行うこと。
6. OA機器の運用及び適用業務の拡大については、別紙を前提とし、組合の意見を十分に聞き、健康安全管理に十分留意した上で一方的に実施しないこと。
7. 設計・積算、監督業務の改悪は行わないこと。また、仕様書の改定にあたっては、考え方を十分に説明するとともに組合の意見を十分に聞くこと。
8. 業務に必要な工事諸費等予算を確保すること。
9. 開発事業の推進にあたっては、公害・環境問題等について地域住民の同意を得ること。

### 人事評価制度について

10. 人事評価制度において、評価結果の開示及び労働組合が参加する苦情処理制度を確立すること。

### 組織・級別定数の改善について

11. 級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
12. 昇任速度を早め、退職時事務6級、技術7級を実現すること。当面、別紙のとおり改善すること。

### 人事異動について

13. 人事については、民主的・公平・公正に行い、昇任人事の差別は行わないこと。あわせて、部内昇任を拡大すること。また、人事異動にあたっては別紙のとおり行うこと。

### 単身赴任について

14. 単身赴任となるような異動は行わないこと。当面、単身赴任を強いられる者に対し別紙のとおり改善を図ること。

## 雇用保障について

15. 全職員の「60歳雇用保障」を実現すること。また「雇用保障」にあたっては、別紙のとおり進めること。
16. 新再任用制度の実施にあたっては、別紙のとおり進めること。

## 職員の健康管理について

17. 直営診療所の整備・拡充を図ること。
18. 保健安全協議会を復活すること。当面、職員の意見等を聞く措置として、開発建設部及び課所において健康安全管理に関する会議等を設置し、健康安全管理計画等に職員の意見・要望を十分反映すること。
19. 振動病をはじめとする職業病、労働災害絶滅のため、労働医学調査・職場環境の改善・健康安全管理を徹底すること。また、職業病については、全て公務災害認定を行うこと。特に職業性疾患に対する公務災害認定については積極的に取り組むこと。  
検診枠の拡大を行うとともに、各種検診の年齢制限を撤廃し、希望者全員が受診できるようにすること。  
メンタルヘルス対策について積極的に進めるとともに、実効あるカウンセリング制度の充実に努めること。また、新たなメンタルヘルス疾患を発生させないため、必要な措置を講じること。あわせて、休職等からの職場復帰にあたっては、本人の意向に配慮するとともに、スムーズな復帰が図られるよう必要な措置を講じること。
20. VDT作業従事者に対する健康と安全を確保すること。特に新たな職業病を発生させないため、VDT管理指針の遵守・徹底を責任をもって行うこと。

## 制度改善について

21. 消費税を抜本的に是正すること。また、不公平税制を是正し勤労者所得税の大幅減税を実現すること。
22. 公的年金制度の抜本的改善を行うこと。  
イ. 生活できる年金制度を確立し、別個給付の特別措置について、働くことが困難な場合は、満額年金を支給すること。  
ロ. 基礎年金国庫負担割合2分の1を堅持するとともに、被用者年金保険料の費用負担割合を改善すること。  
ハ. 公的年金の一元化において、共済年金については、公務員制度としての役割・機能を引き続き確保すること。  
ニ. 共済組合の「運営審議会」の権限を強め、民主化を図ること。
23. 医療保険制度の改善を行うこと。また、健康保険、共済短期の本人10割給付、老人医療の無料化制度を復活するとともに、老人保健法に基づく共済組合からの拠出は国庫負担とすること。
24. 介護サービスの基盤整備を拡充し、介護保険制度の円滑実施と公正・透明な制度運営を図ること。
25. 労働基準法及び人事院規則の労働時間の男女共通規制の運用にあたっては、男女が共に家庭責任を担える労働条件の確立、深夜勤務に係わる就業環境の整備等を図り、真に実効ある男女共通規制とすること。
26. 母性保護の権利を拡大し、生理休暇は特別休暇とすること。
27. 育児休業期間については有給とすること。
28. 公立産休明け保育所及び学童保育所を拡充すること。
29. 介護休暇・看護休暇・夏季休暇を拡充すること。
30. レクリエーションタイムの運用にあたっては、職場の意向を十分尊重すること。
31. 新たな高齢雇用施策として、「定年延長」を早期に実現すること。

## 行政改革について

32. 行政改革は行わないこととし、これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
33. 国が進める地域主権政策（アクションプラン）に対して、以下のとおり進めること。  
イ. 国土交通行政の推進に必要な地方整備局・北海道開発局の役割を明確に主張し、アクション

ンプランに基づく安易な計画の策定をしないよう最大限努力すること。  
ロ. 地方への事務・権限の委譲や直轄道路・河川の移管による、安易な人員移管はしないこと  
とし、職員の雇用と労働条件を十分に確保すること。

#### 権利について

34. 民主的な公務員制度改革を実現し、労働基本権を速やかに保障すること。また過去の処分による実損を回復すること。
35. 職場における労使の取り決めを守ること。

#### そ の 他

36. その他勤務条件に関わる要求や職場で発生した問題については、誠意をもって解決すること。

## 別 紙

### ＝ 要員確保関係 ＝

- イ. 事務、事業に見合った定員職員の配置を行うこと。
- ロ. 育児休業・長期休職に伴う代替要員を確保すること。
- ハ. 事務、技術の適正な人事配置を行うこと。
  - ①部局内の適正な人事配置を行うこと。
  - ②事業間の適正な人事配置を行うこと。
  - ③部局間の適正な人事配置を行うこと。
  - ④職員の年齢構成等のバランスに配慮した人事配置を行うこと。
  - ⑤業務分担の適正な見直しを図ること。
  - ⑥事務所、事業所における管理業務を充実すること。そのため必要な課所に管理職員を配置すること。
- ニ. 事務、技術定数の見直しについて検討すること。その際、組合の意見を十分に尊重すること。
- ホ. デスク系非常勤職員について、必要な期間の新規雇用を図ること。
- ヘ. 産前・産後休暇に伴う代替要員を確保すること。

### ＝ 超過労働関係 ＝

- イ. 土、日、祝祭日の超過勤務については、原則として命令しないこと。
- ロ. ノー残業デーの徹底を図ること。また、実効を図るため管理職員等が具体的な指導を行うとともに、その責任体制を明らかにすること。
- ハ. 連続した超過勤務、深夜に及ぶ超過勤務を解消すること。また超過勤務を命ずる各管理者の超過勤務命令のあり方、その責任を明らかにすること。
- ニ. 本省、本局からの報告物等の業務については、職場の担当者に負担がかからないよう徹底した改善措置を図ること。
- ホ. 慢性的な超過勤務縮減に向けた新たな業務改善について、全ての事業部門別に早急に具体化すること。なお、実施にあたっては、組合の意見を十分に聞き、話し合うこと。

### ＝ 電算関係 ＝

- イ. O A機器の運用による直接的な人減らし、労働強化、勤務条件の大幅な変更は行わないこと。
- ロ. 行政情報化の推進にあたっては、部局間に差が生じないように十分調整すること。また、実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に進めないこと。
- ハ. O A機器の設置及び作業環境については、健康管理や職場実態に即し改善すること。

### ＝ 組織・級別定数関係 ＝

- イ. スタッフ制の拡大を図ること。
- ロ. 部局企画官等を新增設すること。
- ハ. 部局専門官・開発専門職を拡大すること。
- ニ. 部局課長補佐・専門官の5級枠を拡大すること。
- ホ. 係長の4級枠を拡大すること。
- ヘ. 主任、開発専門職の3級枠を拡大すること。
- ト. 行(二)職員の部下数制限を撤廃し、一定の号俸・経験年数に達したものは全て上位級に昇格させること。
- チ. 準職員を定員化すること。また、3級昇格について、発令年齢を引き下げるとともに、必要な定数を確保すること。

### ＝ 人事関係 ＝

- イ. 国土交通省内における人事異動については、原則として北海道開発局内とすること。
- ロ. 男女間の差別は行わず、女性を積極的に登用すること。

- ハ. 組合役員に対する差別は行わないこと。
- ニ. 本局中心人事の改善を図るとともに、人事異動にあたっては職員の希望、生活との調和を最優先して行うこと。
- ホ. 人事異動の時期は、4月1日を基本とし、内示は30日前とすること。
- ヘ. 他部局との交流、業務経験を必要とする場合は、本人の意向を尊重し、一定のサイクル基準を設定すること。
- ト. 部内昇任年齢の引き下げを図ること。

#### ＝ 単身赴任関係 ＝

- イ. 単身赴任の期間は、特別の場合を除き当面3年以内とすること。
- ロ. 単身赴任手当の増額・範囲の拡大、単身赴任者専用住宅の確保等の改善を図ること。

#### ＝ 雇用保障関係 ＝

- イ. 若年勸奨を行わないこと。
- ロ. 長期勤続に対する人事管理のあり方（希望異動・部内昇任や異動、採用から退職まで）の一定のサイクルを確立すること。
- ハ. 高齢職員の昇給半減は行わないこと。
- ニ. 中途退職希望者に対する援助を行うこと。
- ホ. 定年退職後の生活安定に助力すること。

#### ＝ 再任用関係 ＝

- イ. 希望する者全てを再任用すること。また、そのために必要な組織・級別定数及び業務の確保を行うこと。
- ロ. 短時間勤務者について、公務員宿舎の入居を認めること



# 別紙「賃金要求書」

## 〈 定員職員関係 〉

### 1. 賃金の引き上げ額

- イ. 国家公務員労働者の賃金を平均28,000円以上引き上げること。
- ロ. 官民比較方法を抜本的に改善し、公務員賃金の水準を引き上げること。

### 2. 賃金体系の改善

- イ. 賃金の引き上げ配分にあたっては、行政職(一)高卒を基準に、次のように俸給表の改定を行うこと。

18歳〈独身〉	153,100	円
23歳〈独身〉	188,200	円
27歳〈二人世帯〉	219,000	円
35歳〈四人世帯〉	275,700	円
43歳〈五人世帯〉	349,700	円

- ロ. 昇給間差額は最低2,000円以上にすること。また、中・高位号俸に対する切り下げを行わないこと。
- ハ. 賃金の改善にあたっては、初任給抑制を行わないこと。
- ニ. 能力、実績給を改めること。
- ホ. 行政職(二)の俸給表を抜本的に改善すること。

### 3. 賃金決定基準の改善

- イ. 標準職務表を抜本的に改善すること。
- ロ. 級別資格基準を改正し、学歴格差を縮小すること。
- ハ. 経験年数換算表及び休職期間等換算表を抜本的に改善すること。
- ニ. 昇給延伸に対する復元措置を行うこと。
- ホ. 高齢職員の昇給半減は行わないこと。

### 4. 諸手当の改善

- イ. 扶養手当 支給範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- ロ. 通勤手当 全額実費支給し、全額非課税とすること。また、交通用具利用者に対する支給額を改善すること。
- ハ. 住宅手当 支給範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- ニ. 寒冷地手当 寒冷地手当法を維持すること。また、生活実態にあった支給水準を確保すること。
- ホ. 地域手当 適用地域区分及び支給率の改善を図ること。
- ヘ. 一時金 期末手当一本とし、年間6カ月を支給すること。また、傾斜配分をやめ、均等に配分すること。
- ト. 退職手当・親類手当・休職手当 支給率の改善を行うこと。
- チ. 特殊勤務手当 適用範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- リ. 特手手当 適用基準を緩和し、支給割合の引き上げを行うこと。
- ヌ. 宿日直手当 支給額の引き上げを行うこと。
- ル. 単身赴任手当 適用範囲の拡大を行うとともに支給額の引き上げを行うこと。

### 5. 最低賃金について

- 公務に従事する労働者の最低賃金を153,100円以上とすること。

## 6. 実施時期について

以上の要求改善については2011年4月1日から実施すること。また、新賃金については早期支払を行うこと。

2011年 4月25日

札幌開発建設部長  
札幌北農業事務所長 福島 正人 殿

全開発労働組合  
札幌北農業分会 執行委員長 西川 幸



## 2011年春闘札幌支部職場要求書

下記要求項目は組合員の切実な要求であり、貴職の誠意ある回答を求める。

1. 業務工程表を早急に作成し、特に以下のことに十分に留意し全職員に丁寧に説明すること。
  - (1) 人事異動の内示前に示すこと。
  - (2) 職員一人ひとりの事務分掌を明確に示すこと。
2. 本部庁舎を新築すること。当面以下の項目について改善すること。
  - (1) 庁舎内を適温・適湿にすること。
  - (2) 車庫前の安全対策を強化すること（ロードヒーティングの拡大等及び駐車場通路のロードヒーティング化）。
  - (3) 老朽化した部分の改修を行うこと。
3. 超過勤務の縮減に努めること。また、やむを得ず超過勤務を命じた場合は、全額超過勤務手当を支給すること（60h超の代休指定については、本人からの申し出があれば人事院規則に基づき割増で手当を支給すること）。
4. 宿舎について、入居希望者は全員入居できるようにすること。
5. メンタルヘルス対策等を強化すること。
  - (1) 長期休職者が速やかに復職出来るように努力すること。また、休職中の職員に対しても必要な情報提供等を行うこと。
  - (2) 長期休職者がいる課所の職員に負担が掛からないよう配慮すること。
  - (3) 新たな長期休職者を出さないよう課所長が責任を持って、職員の健康等に配慮すること。
6. 国土交通省特定事業主行動計画の主旨に鑑み「仕事と子育てを両立出来る職場環境の整備に努めること。
7. 特別健康診断の実施に当たっては、下記のことに留意すること。
  - (1) 超過勤務に係わる臨時の健康診断については、全員が受診できるように課所長が責任を持って努めること。
  - (2) 婦人科検診の実施に当たっては、実施計画を早期に示すと共に、希望者については全員受診させること。
8. 分会要求については、誠意をもって解決すること。